

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
イエメン	サマア小中学校建設計画のため の贈与に関する日本国政府とイ エメン共和国政府との間の交換 公文	サマア小中学校建設計画を実施するために必要な 1. 小中学校の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導並びに啓 もう活動に必要な役務の供与	739,000千円 H21. 3.31まで	H20. 5.18 サマアで (同日)	日本側 敏藤正一在イエメ ン大使 イエメン側 アブドルカリ ーム・イスマイーール・ア ル＝アルハビー副首相兼 計画・国際協力大臣	H20. 5.29 306号
イエメン	イエメン共和国政府に対する贈 与に関する日本国政府とイエメ ン共和国政府との間の交換公文	イエメンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を 含むイエメンの経済困難緩和に寄与するため、両政府 の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するため の資金を贈与すること。	400,000千円 -----	H20. 6.16 サマアで (同日)	日本側 敏藤正一在イエメ ン大使 イエメン側 アブドルカリ ーム・イスマイーール・ア ル＝アルハビー副首相兼 計画・国際協力大臣	H20. 6.26 377号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。